令和　元　年　6　月　10　日　届　出

飯山市長　**記入例**

住　民　異　動　届

＊転入・転居の方のみ選択してください
1　すでにある世帯に入る　②　新たに世帯を設ける

※太枠の中を黒インクで正確に書いてください。

異動	令和　元　年　6　月　8　日　（予定）（取得・喪失・離職）	事由	1 転入　②転居　3 転出　4 付記転出　5 世帯主変更　6 世帯分離　7 世帯合併　8 出生　9 死亡　10 婚姻　11 離婚　12 戸籍届出　13 職権　14 外国人　15 国保年金（社離脱・生加入）　16 その他
届出人	個人番号	TEL	（62）0123
	①本人　②世帯主　3．代理人（　　）		飯山　太郎　飯山印

引越した日

引越した日の翌日から14日以内に届出が必要

カードの交付を受けている者があるときは、付記転出届をすることにより、
たときは、転入届の際に住民基本台帳カードの提示が必要になります。

住所	新	方書 長野県飯山市大字常郷5678番地	新世帯主 飯山　太郎
	旧	方書 長野県飯山市大字飯山1234番地	旧世帯主 中野　五郎
本籍	新	長野県飯山市大字飯山1110番地1	筆頭者 飯山　太郎
	旧		筆頭者

新世帯主からみての続柄

区名	隣組	世帯コード
新	町　組	
旧	町　組	

手続案内
出生　死亡　その他
審査

	氏名（フリガナ）	生年月日	性別	続柄	学・保	住民票コード（※転入時のみ記載してください） 個人番号（国保に加入している方は記載してください）	通知カード	個人番号カード	国保資格	国民年金 資格	国民年金 種別	国民年金 基礎年金番号	印鑑 登録番号	(A) 世帯主変更 世帯員名	続柄
1	イイヤマ タロウ 飯山　太郎	大・昭・平・令 50・7・1	男・女	世帯主	幼・小・中		有・無　返納　記載事項変更	有・無　返納　記載事項変更	有・無　退　本・扶	有・無	1・任　3・受				
2	イイヤマ ハナコ 飯山　花子	大・昭・平・令 57・9・30	男・女	妻	幼・小・中		有・無　返納　記載事項変更	有・無　返納　記載事項変更	有・無　退　本・扶	有・無	1・任　3・受				
3	イイヤマ イチロウ 飯山　一郎	大・昭・平・令 14・6・20	男・女	子	幼・小・中		有・無　返納　記載事項変更	有・無　返納　記載事項変更	有・無　退　本・扶	有・無	1・任　3・受				
4		大・昭・平・令 ・　・	男・女		幼・小・中		有・無　返納　記載事項変更	有・無　返納　記載事項変更	有・無　退　本・扶	有・無	1・任　3・受				
5		大・昭・平・令 ・　・	男・女		幼・小・中		有・無　返納　記載事項変更	有・無　返納　記載事項変更	有・無　退　本・扶	有・無	1・任　3・受				

(B) 本人確認	
氏名	
書類	免・旅・個・在 その他（　　）・無 【No.　　】
通知	有　・　無
発送	年　月　日
確認	送付

備考

(D) 国民健康保険（要・不要）			
記号番号	新擬　旧擬	学校名	
資格得喪	得　平　喪　令　年　月　日	所在地	
事業所名及び記号番号		在学年	年制　年生
		前期高齢交付・返付	・　・
助産費葬祭費	年　月　日	後期高齢者医療（有・無）	
保険証不持参	交付　返付　訂正　・　・	後期高齢者医療被保険者番号	

確認事項
1．退職証明書・辞令・離職票 資格喪失証明書・勧奨状
2．健康保険証
3．免許証・住基カード・個人番号カード パスポート・外国人登録証・在留カード
4．学生証・在学証明書
5．社保・国保年金係で確認
6．会社確認 （℡　－　－　）
7．その他

(C) 国民年金（要・不要）		
資格取得	新・再・変　平・令　年　月　日	
資格喪失	平・令　年　月　日	
適用	入力	納付方法等 ・納付書（　　） ・口振（翌月・6ヶ月・1年・当月） ・免除申請（一般・学生） ・手帳記入
給付	住所変更等 転入 転居 （　）	死亡時の手続き ・未支給請求（死亡届） ・遺族年金　・一時金 ・社保案内　・共済案内 請求・案内

該当区分		
取得	1号	1．20歳到達 2．2号からの移行 3．外国からの転入 4．その他（　　）
	任意	1．20歳～　・60歳～　・65～70歳 2．被用者年金の老齢・退職年金受給者 3．在外任意加入 4．付加（申出・農年該当） 5．その他（　　）
喪失		1．2号該当 2．任意加入資格喪失申出 3．外国への転出 4．付加（辞退・農年非該当） 5．その他（　　）
種別変更		1．3号→1号 2．1号→3号
その他		・転入（報告あり・入力のみ） ・転出（報告あり・入力のみ） ・記録入力　・基礎番号異動 ・生保（開始・廃止） ・その他（　　）

受付	入力	印鑑	附票	本籍・住所
前期（70～）・後期	税務	介護	教委	児童